

資料編

1 基本となる条例・規則

(1) 多治見市市政基本条例(平成18年条例第41号)(抜粋)

第3章 総合計画

(総合計画)

- 第20条 市は、総合的かつ計画的に市政を運営するため、総合計画を策定しなければなりません。
- 2 総合計画は、目指すべき将来像を定める基本構想、これを実現するための事業を定める基本計画と事業の進め方を明らかにする実行計画により構成されます。
 - 3 総合計画は、市の政策を定める最上位の計画であり、市が行う政策は、緊急を要するもののほかは、これに基づかなければなりません。
 - 4 総合計画は、市民の参加を経て案が作成され、基本構想と基本計画について議会の議決を経て、策定されます。
 - 5 総合計画は、計画期間を定めて策定され、市長の任期ごとに見直されます。
 - 6 市は、基本計画に基づく事業の進行を管理し、その状況を公表しなければなりません。
 - 7 市は、各政策分野における基本となる計画を策定する場合は、総合計画との関係を明らかにし、策定後は、総合計画との調整のもとで進行を管理しなければなりません。

(2) 多治見市健全な財政に関する条例(平成19年条例第48号)(抜粋)

(総合計画策定における原則)

- 第16条 市は、総合計画を財源の根拠をもって策定し、真に必要な施策に充てる財源を確保するとともに、総合計画の確実な実行を図らなければなりません。
- 2 市は、総合計画の策定及び見直しに当たっては、当該策定又は見直しに当たって策定又は見直しされた実行計画の計画期間内における各年度について、次に掲げる事項を基本構想に記載しなければなりません。
 - (1) 一般会計における歳入の見込み
 - (2) 一般会計における歳出の計画額
 - (3) 財政判断指数の見込み
 - 3 前項第1号に規定する歳入の見込みは、想定される複数の状況について推計され、基調となる傾向が示されなければなりません。
 - 4 総合計画は、前項の規定による基調となる傾向に沿って、策定されなければなりません。

(中期財政計画)

- 第18条 市長は、毎年度、総合計画との調整のもとで、中期的な期間における各年度について、次に掲げる事項を記載した財政計画を策定しなければなりません。
- (1) 一般会計における歳入の見込み及び歳出の計画額
 - (2) 財政判断指数の見込み及びその算定に当たっての主要な数値
 - (3) 財政調整基金等の財政運営に関する基金の残高
- 2 第16条第3項の規定は、前項第1号に規定する歳入の見込みについて準用します。
 - 3 市長は、当初予算又は当初予算に準ずる補正後の予算を議会に提出するに当たっては、中期財政計画を併せて提出しなければなりません。
 - 4 市長は、当初予算又は当初予算に準ずる補正後の予算について、その概要を公表するに当たっては、中期財政計画を併せて公表しなければなりません。

(3) 多治見市総合計画策定に関する規則(昭和47年規則第23号)

(趣旨)

第1条 この規則は、多治見市総合計画(以下「計画」という。)の策定に必要な事項を定めるものとする。

(審議会の庶務)

第2条 多治見市総合計画審議会条例(昭和54年条例第28号)第2条に規定する審議会の庶務は、企画部企画防災課において処理する。

(組織)

第3条 計画策定のため、次の機関を置く。

(1) 企画会議

(2) 策定本部

(企画会議)

第4条 企画会議は、計画事項の各般にわたって調整を行うものとする。

2 企画会議は、企画防災課長、人事課長、総務課長、財政課長、福祉課長、保険年金課長、産業観光課長、環境課長、都市政策課長、道路河川課長、水道部上下水道課長、教育委員会教育総務課長及び消防本部消防総務課長をもって組織する。

3 企画会議の長は、企画防災課長をもって充てる。

4 企画会議は、必要に応じワーキンググループを設置し、必要な事項の調査に当たらせることができる。

(策定本部)

第5条 策定本部は、企画会議から提示された内容を審査し、計画を立案するものとする。

2 策定本部は、次に掲げる者で組織する。

(1) 市長、副市長、教育長

(2) 企画部長、総務部長、福祉部長、市民健康部長、経済部長、環境文化部長、都市計画部長、建設部長、水道部長、会計管理者、市議会事務局長、監査委員事務局長、副教育長、教育委員会事務局長、消防長

3 策定本部の議長は副市長を、副議長は企画部長をもって充てる。

(庶務)

第6条 企画会議、策定本部及びワーキンググループの庶務は、企画部企画防災課において処理する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

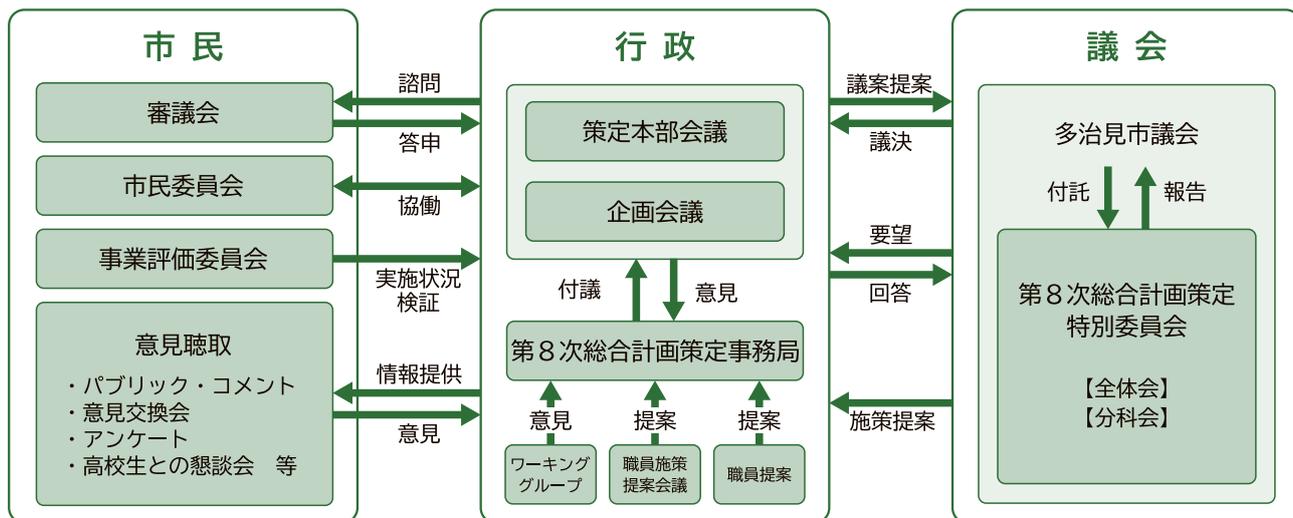
2 総合計画と個別計画

本市では政策分野ごとに個別計画を定めています。個別計画については、多治見市市政基本条例第20条第7項の規定により、「総合計画との関係を明らかにし、策定後は、総合計画との調整のもとで進行を管理しなければなりません」とされています。主な個別計画は次のとおりです。

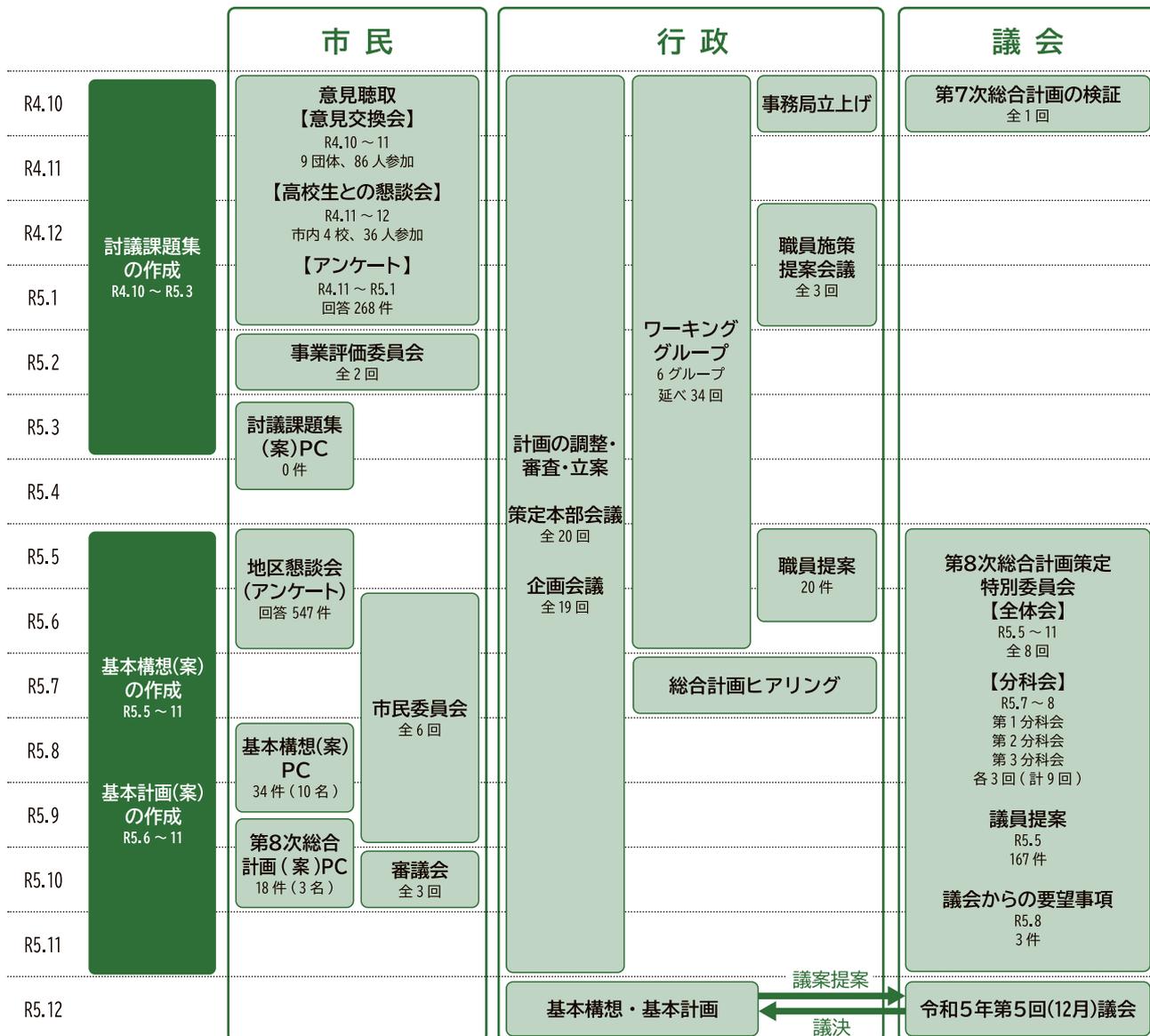
▲：見直し時期 令和6年4月1日現在

柱／ 基盤	計 画 名	年 度								現計画期間
		R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	
第8次多治見市総合計画		前期計画				後期計画				R6～R13年度
柱1	たじみ子ども未来プラン（子育て支援事業計画）	→	→	→	→	→	→	→	→	R2～R6年度
	たじみ子ども未来プラン（次世代育成支援対策行動計画）	→	→	→	→	→	→	→	→	H27～R6年度
	多治見市教育基本計画	→	→	→	→	→	→	→	→	R5～R9年度
柱2	多治見市産業・観光振興計画	→	→	→	→	→	→	→	→	R6～R9年度
	多治見市中心市街地活性化基本計画	→	→	→	→	→	→	→	→	R5～R9年度
	農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想	→	→	→	→	→	→	→	→	R3～R7年度
	多治見市農業振興地域整備計画	→	→	→	→	→	→	→	→	R3～R8年度
柱3	たじみ健康ハッピープラン	→	→	→	→	→	→	→	→	R6～R17年度
	多治見市いのち支える自殺対策計画	→	→	→	→	→	→	→	→	R6～R10年度
	多治見市民病院経営強化プラン	→	→	→	→	→	→	→	→	R5～R9年度
	多治見市高齢者保健福祉計画	→	→	→	→	→	→	→	→	R6～R8年度
	多治見市障害者計画	→	→	→	→	→	→	→	→	R6～R8年度
	多治見市障害福祉計画	→	→	→	→	→	→	→	→	R6～R8年度
	多治見市障害児福祉計画	→	→	→	→	→	→	→	→	R6～R8年度
	多治見市地域福祉計画	→	→	→	→	→	→	→	→	R6～R10年度
	多治見市バリアフリー基本構想	→	→	→	→	→	→	→	→	目標年次：R9年度
	多治見市地域防災計画	→	→	→	→	→	→	→	→	（毎年度更新）
柱4	多治見市子どもの権利に関する推進計画	→	→	→	→	▲	→	→	→	H29～R6年度
	たじみ男女共同参画プラン	→	→	→	→	→	→	→	→	H30～R9年度
	多治見市人権施策推進指針	→	→	→	→	→	→	→	→	R2～R6年度
	多治見市生涯スポーツ推進プラン	→	→	→	→	→	→	→	→	H27～R6年度
柱5	多治見市環境基本計画	→	→	→	→	▲	→	→	→	H29～R6年度
	多治見市まち美化計画	→	→	→	→	→	→	→	→	R2～R6年度
	多治見市一般廃棄物（ごみ処理）基本計画	→	→	→	→	→	→	→	→	H29～R8年度
	多治見市生活排水処理基本計画	→	→	→	→	→	→	→	→	H23～R7年度
	多治見市水道事業基本計画	→	→	→	→	→	→	→	→	R6～R15年度
	多治見市水道事業経営戦略	→	→	→	→	▲	→	→	→	R6～R15年度
	多治見市公共下水道基本計画	→	→	→	→	→	→	→	→	目標年次：R17年度
	多治見市下水道事業経営戦略	→	→	→	→	→	→	→	→	H28～R6年度
	多治見市都市計画マスタープラン	→	→	→	→	→	→	→	→	R3～R12年度
	多治見市立地適正化計画	→	→	→	→	→	→	→	→	H31～R22年度
	多治見駅周辺都市整備将来構想	→	→	→	→	→	→	→	→	（期間の定めなし）
	多治見市地域公共交通計画	→	→	→	→	→	→	→	→	R6～R9年度
	多治見市都市計画道路網構想	→	→	→	→	→	→	→	→	（期間の定めなし）
	多治見市風景づくり計画	→	→	→	→	→	→	→	→	R5～R14年度
	多治見かわまちづくり計画（上流区間）	→	→	→	→	→	→	→	→	R3～R9年度
多治見市空家等対策計画	→	→	→	→	→	→	→	→	R2～R6年度	
基盤	多治見市債権管理計画	→	→	→	→	→	→	→	→	R6～R9年度
	多治見市行政改革大綱	→	→	→	→	→	→	→	→	R3～R6年度
	多治見市定員適正化計画	→	→	→	→	→	→	→	→	R2～R6年度
	多治見市人財育成基本計画	→	→	→	→	→	→	→	→	R2～R6年度
	多治見市公共施設等総合管理計画	→	→	→	→	→	→	→	→	H28～R40年度
	多治見市公共施設適正配置計画	→	→	→	→	→	→	→	→	R1～R40年度
	多治見市公共施設長寿命化計画	→	→	→	→	→	→	→	→	R2～R40年度
	多治見市情報化計画	→	→	→	→	→	→	→	→	R6～R9年度

3 策定体制



4 策定経過



※ 図中の「PC」は「パブリック・コメント」の略

5 多治見市総合計画審議会

市長からの諮問に応じ、総合計画に関することについて調査及び審議するため、多治見市総合計画審議会条例に基づき、令和5年10月6日に学識経験者、産業界・市民団体・公共団体の代表者計16名の委員からなる、多治見市総合計画審議会を設置しました。

審議会は、令和5年10月に3回開催し、総合計画の基本構想及び基本計画(案)について慎重な審議が行われました。また、同年10月31日には、市長に対して答申がなされました。

(1) 多治見市総合計画審議会条例(昭和54年条例第28号)

(趣旨)

第1条 この条例は、多治見市総合計画審議会(以下「審議会」という。)の設置及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、市長の諮問に応じ、多治見市総合計画の策定について必要な事項の調査及び審議を行うための審議会を設置する。

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者 5人以内
- (2) 産業界の代表 5人以内
- (3) 市民団体等の代表 5人以内
- (4) 公共団体等の代表 5人以内

(任期)

第4条 委員の任期は、当該諮問に係る審議の終了をもって終わるものとする。

(会長)

第5条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。ただし、委員委嘱後最初の審議会は、市長が招集する。

2 審議会の議長は、会長をもって充てる。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会長は、必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて、意見又は説明を聴くことができる。

(会議録)

第7条 審議会は、会議録を備えるものとし、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 開会及び閉会に関する事項
- (2) 出席委員及び欠席委員の氏名
- (3) 会議に付した事件
- (4) 議事経過の要点
- (5) その他議長が必要と認めた事項

(小委員会)

第8条 会長は、特別の事項を審議させるため、必要に応じ、審議会に小委員会を置くことができる。

2 小委員会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 第5条及び第6条の規定は、小委員会の会長及び会議に準用する。この場合において、第6条第1項ただし書中「市長」とあるのは、「審議会の会長」と読み替えるものとする。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(2) 多治見市総合計画審議会委員名簿

令和5年10月31日現在、委員区分ごとに五十音順

委員区分	氏名	所属等	役職等
第1号委員 (学識経験者)	◎ 菊地 裕幸	愛知大学地域政策学部	教授
	木下 貴子	多治見市教育委員会	教育委員
	三好 晴之	十六銀行 多治見支店	支店長
第2号委員 (産業界代表)	安藤 英利	多治見陶磁器卸商業協同組合	理事長
	小木曾利之	多治見市商店街連合会	会長
	○ 加知 康之	多治見商工会議所 東濃信用金庫	副会頭 理事長
	福村 郁夫	おりベネットワーク株式会社	代表取締役社長
第3号委員 (市民団体代表)	市岡 紀	ホワイトタウン地域力向上協議会	会長
	大嶋美恵子	多治見市民生児童委員協議会	養正校区 主任児童委員
	中村奈津子	多治見市男女共同参画推進審議会	会長
	原 国夫	多治見市区長会	会長
	原 美奈	多治見市重度心身障害者協会	代表
第4号委員 (公共団体代表)	生駒 隆幸	多治見砂防国道事務所	副所長
	加藤千恵美	多治見市社会福祉協議会 発達支援課	主幹
	林 竜一	多治見警察署	署長
	広瀬 雅史	東濃県事務所	所長

◎ 会長 ○ 職務代理者

委員の数16名(男性11名、女性5名)

(3) 審議会の開催状況

回	開催日	審議内容等
第1回	令和5年10月6日	・委員委嘱式 ・諮問 ・第8次総合計画の策定について
第2回	令和5年10月16日	・第8次総合計画基本構想(案)について ・第8次総合計画基本計画(案)について
第3回	令和5年10月23日	・第8次総合計画基本計画(案)について

(4) 審議会への諮問

多企防第410号
令和5年10月6日

多治見市総合計画審議会
会長 菊地 裕幸 様

多治見市長 高木 貴行

第8次多治見市総合計画について(諮問)

人口減少や少子高齢化が進む中であっても「市民が主役！躍動するまち 多治見」を目指し、本市が将来にわたり発展することができるよう市政を総合的かつ計画的に運営するため、令和6年度から8年間を期間とした第8次多治見市総合計画基本構想案及び基本計画案を策定いたしましたので、御審議賜りたくここに諮問します。

(5) 審議会からの答申

令和5年10月31日

多治見市長 高木 貴行 様

多治見市総合計画審議会
会長 菊地 裕幸

第8次多治見市総合計画の策定について(答申)

令和5年10月6日付け多企防第410号をもって諮問のありました、第8次多治見市総合計画基本構想案及び基本計画案について慎重に審議した結果、概ね適正であると認めため答申します。

なお、貴職におかれましては、下記に留意し、総合的かつ計画的な行財政運営を着実に推進されることを期待します。

記

【全体】

- 1 市民目線で、市民にわかりやすい計画となるよう努めていただきたい。
- 2 総合計画に掲げた内容は市民との約束の証。今、多治見市がどのポジションにいて、どこまでレベルアップしていくかを市民に発信しながら、強い危機感を持ち、実現に向けて努力していただきたい。
- 3 市民意識調査結果や、施策ごとの現状及び課題の説明をグラフ等用いて掲載することに加え、その課題を解決するためにKPI(重要成果指標)を定めて該当する事業を実行する、といった関係性が分かるようにした方が、市民にわかりやすく、丁寧である。
- 4 「選ばれるまち」になるためには、多治見市のプロモーションが戦略的に行われる必要があることから、マーケティング等の経営的手法を取り入れることが肝要である。
- 5 第8次総合計画のテーマを「選ばれるまちに向けて」等と定めて、総合計画全体がそのための政策パッケージであるように見せることができれば、市民に対してより力強いメッセージになると考えられる。

【基本構想】

- 1 持続可能なまちであり続けるため、定住人口・労働人口・交流人口の増加に取り組み、経営的視点を取り入れた行政運営を進めていただきたい。
- 2 人口ビジョンに掲げた目標の実現に向けて、自然動態、社会動態の改善を図る人口減少対策に、腹を括って取り組んでいただきたい。
- 3 自治体DXについては、技術力がありプランニングができる人材の確保・育成とともに、事業担当課と情報化担当部署との連携により推進していただきたい。

【基本計画】

〔全般〕

- 1 第7次総合計画(後期計画)における複数の事業を統合したことにより、事業名や事業内容が抽象的でわかりにくくなったものも見受けられる。後退している印象を持たれないよう留意するとともに、市民に理解してもらえよう努めていただきたい。
- 2 性別に関わらず、職業生活と家庭生活、地域活動等、暮らしのあらゆる場への参画ができるよう、男女共同参画社会の形成を推進していただきたい。

〔政策の柱1〕子育て世代が選び、住み続けたくなるまちづくり

(1) 全般

ア 子育て世代にとっては、子どもが生まれてから育っていくまでの施策が、そのまちを選び、今後も住み続けようと思うかどうかのポイントとなる。教育の良さでまちを選ぶという保護者も多いと感じており、市として特色のある教育を推進していただきたい。

イ インパクトのある施策を打ち出して、他自治体との差別化を図っていくことが求められる。給食費・18歳までの医療費・第2子以降の保育料無償化、送迎保育ステーション事業など、積極的に新事業を打ち出しているが、それをどのようにアピールしていくかも考えていただきたい。

(2) 子育て家庭の孤立の予防

保育園や幼稚園に通園しているか否かに関係無く、子育て家庭が地域の中で孤立しないよう、相談支援体制をより一層強化していただくことを期待したい。

(3) 部活動の地域移行化

部活動の地域移行化について、指導者の確保など現場は非常に厳しい状況である。既存のジュニアクラブだけでなく、早急に他の方策にも取り組んでいただきたい。

(4) 保育士・幼稚園教諭の確保

保育士・幼稚園教諭の処遇改善に取り組み、十分に確保していただくことを期待したい。

〔政策の柱2〕にぎわいを生み出すまちづくり

(1) 地場産業の支援

地場産業は、第7次総合計画策定時と比較すると、原料の枯渇問題だけでなく、コロナ禍による生産調整や高齢化により、製造分野から順に廃業が進んでいる。市内産業の人手不足という課題に向き合った施策にも、さらに力を入れていただきたい。

(2) にぎわい創出

プラティ多治見を含む多治見駅周辺エリア全体で、にぎわい創出を継続的に進めていただきたい。

〔政策の柱3〕元気で安心して暮らせるまちづくり**(1) 障がい者支援**

障がい者とその家族が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、重度の障がいを持つ方も利用できるグループホームやショートステイの充実に努めていただきたい。

(2) 重層的支援体制の整備

重層的支援体制の整備・運用にあたっては、対応に遅れが生じないように、市役所内の横の連携とともに、関係機関との連携強化を進めていただきたい。また、「重層的支援」という表現は不明瞭なので、もっと市民にわかりやすい表現を心がけていただきたい。

(3) 消防団の加入促進

消防団員の加入促進に向けて、積極的に負担軽減や処遇改善に取り組んでいただきたい。

〔政策の柱4〕多様なつながりで、豊かな暮らしを育むまちづくり**(1) まちづくり活動への支援**

地域の活力を高めるため、区と地域力組織の協働で地域力活動の拡大が進んでいる。引き続き市民によるまちづくり活動への支援に注力していただきたい。

(2) 公民館活動と地域力活動の向上

公民館活動は地域に非常に根差しているため、その活動とともに地域力組織の活動を向上させるという視点も重視していただきたい。

〔政策の柱5〕持続可能で快適に暮らせるまちづくり**(1) 緑化推進**

森林や里山は二酸化炭素の吸収源であり、夏の暑さ対策にも寄与するため、引き続き緑化推進に取り組んでいただきたい。

(2) 地籍調査の推進

地籍調査を通じて土地の境界を確定することは、土地活用の円滑化にもつながるため、積極的に推進していただきたい。

(3) 河川空間の活用

国と連携して進めている土岐川のかわまちづくり事業など、今後も河川空間を活かした地域づくりを進めていただきたい。

〔基盤〕行財政改革の推進**(1) ふるさと納税の推進**

企業版・個人版ふるさと納税については、多くの寄附額を集めている自治体もある。多治見市もよりマーケティング的視点を持ちながら、財源確保策としてさらに創意工夫を凝らしていただきたい。

(2) デジタル化の推進

デジタル田園都市国家構想交付金を有効に活用し、デジタル化を推進していただきたい。

以上

6 多治見市総合計画市民委員会

総合計画の策定を市民と協働して推進するため、多治見市総合計画市民委員会設置要綱に基づき、令和5年6月1日に有識者や公募の市民等計15名の委員からなる、多治見市総合計画市民委員会を設置しました。

委員会は令和5年6月から9月までに6回開催し、基本構想及び基本計画(案)について活発な議論が行われました。また、同年10月2日には、市長への報告会を開催しました。

(1) 多治見市総合計画市民委員会設置要綱(平成10年告示第101号)

(目的及び設置)

第1条 多治見市の総合的な都市づくりの基本方向を示す多治見市総合計画の策定を、市民と協働して推進するため、多治見市総合計画市民委員会(以下「市民委員会」という。)を設置する。

(組織)

第2条 市民委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、本市の総合計画策定に関心があり、総合計画策定に取り組む意欲と情熱のある人のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第3条 委員の任期は、当該総合計画の策定の終了をもって終わるものとする。

(会長及び副会長)

第4条 市民委員会に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員のうちから互選する。

3 会長は、市民委員会を統括し、会議の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるとき又は会長の欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 市民委員会の会議は、必要に応じて会長が招集する。ただし、委員の委嘱後の最初の市民委員会は、市長が招集する。

2 市民委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 市民委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

(庶務)

第6条 市民委員会の庶務は、企画部企画防災課において行う。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、市民委員会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この告示は、平成10年7月1日から施行する。

(2) 多治見市総合計画市民委員会委員名簿

令和5年10月2日現在、五十音順

氏名	所属等	役職等
河村 親子	多治見市文化振興事業団 精華交流センター 多治見市スポーツ推進委員	所長 —
工藤 順子	公募委員	—
◎ 斉藤 徹史	愛知大学地域政策学部	教授
佐伯 博光	多治見商工会議所 商工相談所	所長
坂崎 誠子	前畑育英会 前畑保育園	副園長
澤田 恵未	多治見市観光協会 観光室	—
白石 清	多治見市区長会	総務会副会長 (28区区長)
瀬古梨絵子	多治見市PTA連合会	副会長 (家庭教育委員長)
田頭 吉生	One Earth 株式会社	代表取締役
長谷川 哲	多治見市悠光クラブ連合会	文教活動部長
林戸 達美	コミタクモビリティサービス株式会社	代表取締役社長
古畑 佑樹	多治見青年会議所 司法書士古畑佑樹事務所	— 司法書士
○ 古海 洋介	東濃信用金庫 とうしん地域活力研究所 エリアサポート課	課長
堀尾 憲慈	日本労働組合総連合会岐阜県連合会 東濃地域協議会	事務局長
村上 裕二	株式会社中広 EC事業部	部長

◎ 会長 ○ 副会長

委員の数15名(男性10名、女性5名)

(3) 委員会の開催状況

回	開催日	審議内容等
第1回	令和5年6月1日	・委員委嘱式 ・第8次総合計画策定討議課題集について
第2回	令和5年6月6日	・第8次総合計画基本構想(素案)について
第3回	令和5年6月23日	・第8次総合計画基本構想(原案)について
第4回	令和5年7月11日	・第8次総合計画基本計画(骨子案)について
第5回	令和5年8月2日	・第8次総合計画基本計画(素案)について
第6回	令和5年9月14日	・第8次総合計画(パブリック・コメント案)について ・多治見市総合計画市民委員会の総括について

(4) 市民委員会からの報告書

多治見市長 高木貴行 様

第8次総合計画市民委員会の議論を終えて

第8次総合計画市民委員会では、全6回にわたり広角的な視点で議論を重ね、市政への思いや提案を第8次総合計画(案)に反映させることができたと考えております。

ここに、本委員会において述べられた主な意見を報告いたします。第8次総合計画策定後においても、本委員会での意見を市民の声として、施策・事業の参考にしていただくことを期待します。

令和5年10月2日
多治見市総合計画市民委員会
会長 齊藤 徹史

1 会議日程

	開催日	議題
第1回	令和5年6月1日	委員委嘱式 討議課題集について
第2回	// 6月6日	基本構想(素案)について
第3回	// 6月23日	基本構想(原案)について
第4回	// 7月11日	基本計画(骨子案)について
第5回	// 8月2日	基本計画(素案)について
第6回	// 9月14日	第8次総合計画(パブリック・コメント案)について 委員会総括

2 主な意見

(1) 基本構想(案)について

- ・「誰一人孤立させない」という市長マニフェストに基づき、全ての市民が幸福を感じられるような政策を掲げる必要がある。
- ・子どもたちが本市に愛着を持ち、市外に出てもまた戻ってきたいと思えるようなまちにする必要がある。
- ・子育て世代への支援を重点的に進めるとともに、スポーツ振興や自然環境を活かした公園整備など多治見市ならではの政策を進める必要がある。

(2) 基本計画(案)について

政策の柱1 子育て世代が選び、住み続けたくなるまちづくり

- ・不妊治療における経済的支援については、保険が適用されるなど負担軽減の取組が進んでいるが、保険適用外の治療も多いため、更なる支援が必要である。また、精神的支援も充実させる必要がある。
- ・子育て無償化事業(保育料・給食費)について、第2子の定義を検討するなど、公平性を鑑み検討・実施する必要がある。
- ・部活動の地域移行化について、指導者不足や保護者の負担増加などの課題を先送りにせずに取り組む必要がある。また、全ての子どもが、希望する活動に参加できる仕組みを構築する必要がある。
- ・子育て世代の不安を払拭するため、公立園のこども園化など、幼稚園・保育園全体のあり方を検討する必要がある。
- ・保育士・幼稚園教諭の確保に注力するとともに、処遇改善や負担軽減に取り組む必要がある。

政策の柱2 にぎわいを生み出すまちづくり

- ・企業と求職者とのマッチングをサポートし、企業の労働力不足の解消を企業とともに取り組む必要がある。
- ・美濃焼の発展のため、海外販路の拡大をより一層進める必要がある。
- ・商工会議所・商工会と連携し、事業承継に対する支援を充実させる必要がある。
- ・ふるさと納税の推進が、地域のみでなく市内産業等の活性化につながることを明示し、返礼品の充実や質の向上につなげる必要がある。
- ・アニメ「やくならマグカップも」に続く新規コンテンツを発掘し、観光誘客につなげる必要がある。

政策の柱3 元気で安心して暮らせるまちづくり

- ・一次医療から三次医療までの体制を維持し、医療機関同士の連携を更に強化する必要がある。
- ・福祉分野の相談のワンストップ化や部署間の連携強化を進め、市民の負担を軽減するとともに、誰もが適切なサービスを受けられるようにする必要がある。
- ・市民の防災意識の醸成に、より一層取り組む必要がある。また、子どもの安全対策として、通学路の整備に取り組む必要がある。

政策の柱4 多様なつながりで、豊かな暮らしを育むまちづくり

- ・自治組織をはじめとした地域活動の仕組みを、誰もが担いやすいものにしていく必要がある。
- ・子どもから高齢者まで誰もが地域への愛着を持って様々な活動に参加したいと思えるよう、地域コミュニティの向上に寄与する取組を進める必要がある。
- ・男女に限らず、あらゆる性の多様性が尊重されるよう取り組む必要がある。

政策の柱5 持続可能で快適に暮らせるまちづくり

- ・ボランティア清掃に対するゴミ袋配付など市の支援策を更に周知する必要がある。また、東濃3市によるごみ焼却施設の広域化を着実に進める必要がある。
- ・市民の移動手段の確保のため、地域や民間と連携し、デマンド型交通の拡大を進める必要がある。
- ・多治見らしい景観を維持するため、豊かな自然環境を活かしたかわまちづくりや里山の整備を進める必要がある。
- ・多機能で魅力的な公園の整備を進め、子育て世代を中心としたあらゆる世代のふれあいの場を提供し、移住定住につなげる必要がある。

政策の柱の基盤 行財政改革の推進

- ・財政負担軽減のため、公共施設の広域化を検討する必要がある。また、施設の複合化に伴う機能の一体化により、利用者の利便性向上に努める必要がある。
- ・新庁舎の建設にあたっては、デジタル化の推進を踏まえ、「行かなくても良い市役所」を視野に検討する必要がある。また、駅周辺の駐車場ニーズの把握に努め、誰もが活用できる駐車場の整備を検討する必要がある。
- ・正規・非正規職員両者の適正な処遇を実現し、より良い住民サービスにつなげる必要がある。

7 多治見市議会 第8次総合計画策定特別委員会

第8次総合計画の策定にあたり、21名の全議員により構成される第8次総合計画策定特別委員会が設置され、基本構想及び基本計画(案)について議論されました。

同委員会からは、市長に対し基本計画に係る要望書が令和5年8月28日付け多市議第215号により提出され、同年9月15日付け多企防第429号により市の回答を提出しました。委員会の開催状況、要望事項及び市の回答は次のとおりです。

(1) 特別委員会の開催状況

開催日	審議内容等
令和5年5月11日	・正副委員長の互選
令和5年5月15日	・第8次総合計画策定スケジュールについて ・第8次総合計画の策定に係る提案について ※協議会
令和5年6月20日	・第8次総合計画基本構想(原案)について ・第8次総合計画議員施策提案一覧表について
令和5年7月12日	・第8次総合計画基本構想(パブリック・コメント案)について
令和5年7月20日	・第8次総合計画基本計画(素案)について
令和5年7月24日 ～8月10日	・第8次総合計画基本計画(素案)について ※3分科会にて、次のとおり各3回(計9回)開催 <第1分科会> 開催日：7月24日、7月27日、8月7日 所 管：企画部、総務部、環境文化部(暮らし人権課所管分)、消防本部 <第2分科会> 開催日：7月25日、8月3日、8月9日 所 管：経済部、都市計画部、建設部、水道部 <第3分科会> 開催日：7月26日、8月4日、8月10日 所 管：福祉部、環境文化部(環境課、文化スポーツ課所管分)、市民健康部、教育委員会
令和5年8月23日	・第8次総合計画基本計画(素案)について 分科会報告 ・第8次総合計画基本構想(パブリック・コメント案)について
令和5年9月15日	・第8次総合計画基本構想(第6章)について ・第8次総合計画基本計画に対する要望事項について ・第8次総合計画(パブリック・コメント案)について
令和5年11月29日	・第8次総合計画(最終案)について

(2) 特別委員会からの要望について

ア 基本計画事業名の修正

通番	政策の柱	施策	基本計画事業・内容
1	1 子育て世代が選び、住み続けたいまちづくり	3 親育ち・子育ての支援	<p>【基本計画事業】 4 部活動の地域移行化に伴うジュニアクラブ活動を推進します</p> <p>【要望内容】 事業名の文言を次のとおり修正する。 4 部活動の地域移行化について検討します</p> <p>【理由】 部活動の学校教育における位置づけは、令和9年の学習指導要領改訂まではわからないとの説明があった。また、活動の受け皿について、現在のジュニアクラブが適当であるかどうかも含め、子どもや関係者にとってよりよい形を検討する必要があると考える。</p>
2	3 元気で安心して暮らせるまちづくり	1 健康寿命の延伸・医療体制の充実	<p>【基本計画事業】 4 市民病院の医療体制を充実するとともに、夜間・休日の初期救急医療体制を継続します</p> <p>【要望内容】 事業名の文言を次のとおり修正する。 4 市民病院の産科開設など医療体制を充実するとともに、夜間・休日の初期救急医療体制を継続します</p> <p>【理由】 産科開設は、第7次総合計画から継続して重点的に取り組むべき事項である。安心して出産できる環境があることが、子育て世代の定住や人口増にもつながる。事業内容に含まれるのであれば、市の覚悟を示すためにも、当該事業に含まれていることを明記すべき。</p>

イ その他要望事項

通番	政策の柱	施策	基本計画事業・内容
3	1 子育て世代が選び、住み続けたいまちづくり	2 出産前からの切れ目のない支援 4 保育・幼児教育の充実	<p>【施策2 基本計画事業】 4 給食費無償化を検討し、実施します 6 18歳までの医療費を無償化します</p> <p>【施策4 基本計画事業】 2 第2子以降の3歳未満児保育料を無償化します</p> <p>【要望内容】 総合的に財政計画を検討し、財源をしっかりと確保し、適切な時期を見極めた上で事業を実施していただきたい。また、議会として、対象や実施方法、財源についても検証していく必要があるため、それらの検討内容を提示いただくよう要望する。</p> <p>【理由】 子どもの無償化3本柱については、事業自体は良いことだと考えるが、他事業と調整をしながら財源をどう確保するのが大きな課題である。また、給食費の無償化の対象や実施方法は、しっかりと検討すべき課題である。</p>

(3) 要望に対する市の回答について

通番	政策の柱	施策	基本計画事業	議会からの要望内容	要望に対する市の回答
1	1	3	4 部活動の地域移行化に伴うジュニアクラブ活動を推進します	基本計画事業名の文言を次のとおり修正する。 「部活動の地域移行化について検討します」	文言の一部修正 基本計画事業名を次のとおり修正する。 「部活動の地域移行化を推進します」 【理由】 既に部活動の地域移行化には取り組んでいる。「検討します」にした場合、地域移行化の取組を一から考えるものと理解されてしまう恐れがあるため、「推進します」に修正する。
2	3	1	4 市民病院の医療体制を充実するとともに、夜間・休日の初期救急医療体制を継続します	基本計画事業名の文言を次のとおり修正する。 「市民病院の産科開設など医療体制を充実するとともに、夜間・休日の初期救急医療体制を継続します」	文言の一部修正 基本計画事業名を次のとおり修正する。 「産科開設など市民病院の医療体制を充実するとともに、夜間・休日の初期救急医療体制を継続します」 【理由】 修正案では「医療体制の充実＝市民病院の産科開設」に限定される恐れがある。産科開設は市民病院の医療体制の充実に向けた一つの要素であるため、上記のとおりとする。
3	1	2 4	4 給食費無償化を検討し、実施します	総合的に財政計画を検討し、財源をしっかりと確保し、適切な時期を見極めた上で事業を実施していただきたい。また、議会として、対象や実施方法、財源についても検証していく必要があるため、それらの検討内容を提示いただくよう要望する。	情報提供 必要な財源を継続的に確保するとともに、事業実施にあたっては、市議会へ適宜情報提供をする。
		6 18歳までの医療費を無償化します			
		4 2 第2子以降の3歳未満児保育料を無償化します			

8 SDGsの達成に向けた取組

(1) SDGsとは

SDGsとは、Sustainable Development Goalsの略称で、日本語では「持続可能な開発目標」と訳されます。SDGsは、2015年の国連サミットで採択された、2016年から2030年までの国際的な開発目標です。持続可能な社会を実現するため、17のゴール(目標)と169のターゲットから構成されています。「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に向けて、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に統合的に取り組むこととしており、我が国も積極的に取り組んでいます。

(2) 多治見市が取り組むこと

SDGsのゴールは、国際機関や各国政府のみで達成することは困難です。企業やNPO、自治体などの各種団体が一体となって取り組むだけでなく、個人も自らができることを実行する積み重ねが、目標の達成につながります。

本市では、第8次総合計画基本計画の各施策をSDGsのゴールと関連付けることで、総合計画とSDGsを一体的に推進します。

	SDGsのゴール	自治体の役割
 <p>1 貧困をなくそう</p>	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる	<ul style="list-style-type: none"> ・貧困層への支援 ・貧困層の保護
 <p>2 飢餓をゼロに</p>	飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する	<ul style="list-style-type: none"> ・誰もが安全で栄養のある食料を得られるようにする ・栄養不良をなくす ・農業の支援
 <p>3 すべての人に健康と福祉を</p>	あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する	<ul style="list-style-type: none"> ・誰もが医療・福祉サービスを受けられるようにする ・タバコの規制、薬物やアルコールの乱用防止 ・交通安全の推進 ・有害化学物質の管理
 <p>4 質の高い教育をみんなに</p>	全ての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する	<ul style="list-style-type: none"> ・誰もが教育を受けられるようにする ・乳幼児の発達ケア ・教員の質の向上 ・持続可能な開発のための教育の推進
 <p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p>	ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児の能力強化を行う	<ul style="list-style-type: none"> ・女性に対する差別や暴力をなくす ・あらゆる意思決定における女性の参画 ・平等なリーダーシップ機会の確保
 <p>6 安全な水とトイレを世界中に</p>	すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する	<ul style="list-style-type: none"> ・誰もが安全な水を飲めるようにする ・誰もが下水道を利用できるようにする ・水質保全 ・水に関わる生態系の保護

<p>7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに</p> 	<p>全ての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・再生可能エネルギーの導入促進
<p>8 働きがいも 経済成長も</p> 	<p>包摂的かつ持続可能な経済成長及び全ての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・経済生産性の向上支援 ・中小零細企業の設立及び成長の支援 ・労働者の権利保護及び労働環境の改善 ・持続可能な観光業の実現
<p>9 産業と技術革新の 基盤をつくろう</p> 	<p>強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・経済発展や福祉を支えるインフラの整備 ・環境に配慮したインフラ開発及び産業化の促進 ・DXの推進
<p>10 人や国の不平等 をなくそう</p> 	<p>各国内及び各国間の不平等を是正する</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・経済格差の是正 ・機会均等の確保、平等の拡大 ・ダイバーシティの推進
<p>11 住み続けられる まちづくりを</p> 	<p>包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・公共交通の提供 ・持続可能な居住環境の実現 ・文化遺産の保護 ・災害による損失の軽減、災害リスクの管理 ・廃棄物の管理
<p>12 つくる責任 つかう責任</p> 	<p>持続可能な生産消費形態を確保する</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・食品ロスの削減 ・3R(ごみの再利用、削減、再資源化)の推進 ・公共調達での環境配慮
<p>13 気候変動に 具体的な対策を</p> 	<p>気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地球温暖化対策 ・気候変動がもたらす災害への対策
<p>14 海の豊かさを 守ろう</p> 	<p>持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・海洋汚染の防止 ・海洋生態系の保全
<p>15 陸の豊かさも 守ろう</p> 	<p>陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・淡水及び山地での生態系の保全 ・森林保全 ・絶滅危惧種の保護
<p>16 平和と公正を すべての人に</p> 	<p>持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、全ての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・虐待や暴力の根絶 ・公共機関の透明性確保 ・市民参加の促進 ・情報へのアクセス確保
<p>17 パートナリシップで 目標を達成しよう</p> 	<p>持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・政策実現のための市民、民間企業・団体等との連携促進

(3) 施策とSDGsのゴールの関連

通番	柱/ 基盤	施策 番号	施策名	1 貧困を なくそう	2 気候を 好みに	3 すべての人に 健康と福祉を	4 質の高い教育を みんなに	5 ジェンダー平等を 実現しよう	6 安全な水とトイレ を世界中に
1	柱1	1	結婚を望む人への支援						
2		2	出産前からの切れ目のない支援	○	○	○	○	○	
3		3	親育ち・子育ての支援	○	○	○	○		
4		4	保育・幼児教育の充実	○		○	○		
5		5	学校教育の充実		○		○		
6		6	保育・教育に関する体制強化			○	○		
7		7	保育・教育施設等の整備			○	○		
8	柱2	1	市内産業の支援						
9		2	地場産業の支援						
10		3	企業誘致						
11		4	農業振興		○				
12		5	中心市街地活性化						
13		6	観光振興						
14	柱3	1	健康寿命の延伸・医療体制の充実			○			
15		2	高齢者支援			○			
16		3	障がい者（児）支援			○	○		
17		4	相談支援体制の充実	○		○			
18		5	地域防災・防犯対策						
19		6	消防体制の充実						
20		7	救急体制の充実			○			
21	柱4	1	市民活動支援			○	○		
22		2	人権啓発					○	
23		3	スポーツ振興			○			
24		4	文化・芸術振興						
25	柱5	1	環境との共生			○	○		○
26		2	上水道の安定供給						○
27		3	下水道の安定運営						○
28		4	防災対策						
29		5	土地の適正利用						
30		6	移住定住促進						
31		7	公共交通の充実						
32		8	道路環境の整備			○			
33		9	都市景観の形成						
34		10	公園整備・緑化推進			○			
35		11	住環境の整備・空き家等対策	○					
36	基盤	1	健全な財政運営						
37		2	行政の改革					○	
38		3	計画的な施設管理						
39		4	デジタル化の推進						
40		5	市民との連携促進						

7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに	8 働きがいも 経済成長も	9 産業と投資先の 基盤をつくらう	10 人や国の不平等 をなくそう	11 住み続けられる まちづくりを	12 つくる責任 つかう責任	13 気候変動に 具体的な対策を	14 海の豊かさを 守ろう	15 陸の豊かさも 守ろう	16 平和と公正を すべての人に	17 パートナーシップで 目標を達成しよう
										○
									○	○
					○					○
									○	○
	○									○
										○
	○	○	○							○
	○	○	○							○
	○	○								○
	○									○
	○									○
	○		○						○	○
	○		○						○	○
			○						○	○
			○						○	○
			○						○	○
			○	○						○
○				○	○	○	○	○		○
		○		○						○
		○		○		○	○	○		○
		○		○		○				○
		○		○				○		○
		○		○						○
		○		○						○
		○		○				○		○
		○		○				○		○
	○		○						○	○
				○						○
		○							○	○
			○						○	○